

日医発第 922 号（医経）

令和 6 年 8 月 23 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

医療法人の経営情報等の報告に関するリーフレットについて

今般、厚生労働省医政局医療経営支援課より、医療法人の経営情報等の報告に関するリーフレットについて周知依頼がありましたので、ご案内申し上げます。

昨年 8 月の改正医療法施行により、医療法人は、令和 5 年 8 月以降に終了した決算期から、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに収益及び費用等の情報を、会計年度終了後 3 ヶ月以内（外部監査対象の医療法人は 4 ヶ月以内）に都道府県知事に報告しなければならないこととされておりますが、医療法人からの報告の遅延等が発生しています。

なお、本報告制度については、令和 5 年 8 月 9 日付文書（日医発第 877 号）、令和 5 年 10 月 6 日付文書（日医発第 1240 号）、令和 6 年 1 月 12 日付文書（日医発第 1799 号）等でご案内しているところです。

本報告制度においては、職種別給与及びその人数と損益計算書の科目の一部については任意で報告する項目とされています。一方、それ以外の項目（損益計算書の収益及び費用のうち一部を除く項目）については、報告は義務となっています。

特に任意項目とされている職種別給与等については、財政制度等審議会の「我が国の財政運営の進むべき方向」（令和 6 年 5 月 21 日）において、「匿名であること、国民への説明責任の観点を踏まえれば、職種別の給与・人数の提出の義務化が必要である」と記載されるなど、義務化を求める強い意見もありますが、本会は、多くの医療機関のご協力を得るためにも、まずは任意で報告いただき、状況を把握したうえで慎重に対応していくことが必要と主張しているところです。

つきましては、貴会におかれましても管下の医療法人への本件の周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

◆本報告制度に関する様式等は厚生労働省の以下のサイトに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 21 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の経営情報等の報告に関するリーフレットについて（周知依頼）

昨年 8 月の改正医療法施行により、令和 5 年 8 月 1 日以降に決算期を迎えた医療法人は、毎会計年度終了後 3 月以内（外部監査の対象となる医療法人は 4 月以内）に、開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報を都道府県知事に報告することとされています。

今般、より幅広い関係者の皆さまに知っていただくため、別紙のとおりリーフレットを作成しました。

貴会におかれましても、貴会員の皆さまにお知らせいただきますようお願い申し上げます。

令和5年8月より
新しい報告制度が始まっています！

お忘れではないですか？

医療法人の経営情報等の報告

Q1

報告対象となる医療法人を教えてください。

経営情報等の報告は、**原則全ての医療法人が対象**となります。

Q2

経営情報等の報告は義務ですか？報告期限はありますか？

経営情報等の報告は医療法により義務付けられています。

毎会計年度終了後3月以内（外部監査の対象となる医療法人は4月以内）に所管の都道府県へ報告をお願いいたします。

Q3

事業報告書等と経営情報等の違いは何ですか？

事業報告書等は法人単位の活動状況等を届け出ていただきますが、経営情報等は**病院・診療所単位で当該病院等の「収益及び費用」や「職員の職種別人数及びその給与総額※」**を報告いただきます。

※ 任意項目

Q4

報告した経営情報等はどのように活用されますか？

医療法人は、日本の医療機関の開設主体として最も大きな割合を占め、その経営情報等は、**医療の現状と実態を把握するための非常に重要な情報として活用させていただきます。**

なお、ご報告いただいた経営情報等に関しては、個人や法人を特定することができる形で公表されることはありません。

提出方法や様式等の詳細は、各自治体もしくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



G-MISでの報告方法について



経営情報の報告について